第32号議案

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市災害 帯慰金の支給等に関する条例(昭和49年蒲郡市条例第3号)の一部 を次のように改正する。

第15条第3項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「法第13条第1項、令第8条から第11条まで」を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。